

## 令和7年 第7回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号	1	農地法第3条の規定による許可申請について	R7.7.1	許可
	2	農地法第3条の規定による許可申請について	R7.7.1	許可
	3	農地法第3条の規定による許可申請について	R7.7.1	許可
	4	農地法第3条の規定による許可申請について	R7.7.1	許可
議案第2号	1	農地法第4条の規定による許可申請について	R7.7.1	承認（進達）
議案第3号	1	農地法第5条の規定による許可申請について	R7.7.1	承認（進達）
	2	農地法第5条の規定による許可申請について	R7.7.1	承認（進達）
議案第4号	1	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(使用貸借)	R7.7.1	承認
報告事項	1	田畑転換等農地の形状変更届について	R7.7.1	受理

# 令和7年 第7回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第7回総会
- 2・日時 令和7年7月1日(火) 午後15時00分～15時53分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室
- 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について 1件
- 報告事項 農地法第18条の規定による合意解約通知について 1件

## 5・出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	前田 邦彦	4	○	佐藤 春菜	7	○	石橋 哲徳
2	○	田代 修一	5	×	石橋 一也	8(副会長)	○	岩永 嘉之
3	○	池田 美由紀	6	○	林 直司	9(会長)	○	藤 一郎

## 最適化推進委員

草野 正雄	—	高橋 哲宏	宮西 正弘
—	吉永 幸勝	堀 敏彦	岳川 淳彦

農業委員会事務局 江口恵美 坂井資幸

## ○農業委員会総会議事録

### ○事務局

只今から令和7年第7回有田町農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに 藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

### ○会長挨拶

～会長挨拶～

### ○事務局

ありがとうございました。  
只今の出席委員は9名中8名です。  
定足数には達しておりますので、総会は成立いたします。  
それでは有田町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

### ○議長（会長）

日程第1議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）  
それでは本日の署名委員は、3番（池田 美由紀）委員、4番（佐藤 春菜）委員によろしくをお願いいたします。  
審議に入る前に報告事項である田畑転換等農地の形状変更届を先に行いたいと思います。  
事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

議案書P39の報告事項をお開き下さい。  
報告事項、田畑転換等農地の形状変更届についてです。  
今回、申請人の〇〇〇さんの案件が複数ありますので、別紙にて資料を用意していますので見ながら確認をお願いします。  
議案書P39が申請内容で、P40に位置図、P41に航空写真、P42に形状変更計画図、P43に断面図を添付しています。  
～資料の読み上げ～

## ○議長（会長）

報告事項について説明が終わりました。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

## ○●番委員

地目はそのままですか。

## ○事務局

田そのままです。

## ○●番委員

問題が無いようにしておかなければならないかと思えます。

## ○事務局

形状変更届と3条を同時に提出されたのでこのような状態になっています。懸案事項という事はお伝えします。

## ○議長（会長）

他に何か質問はありませんか。

質問が無いようですので、これで報告事項を終了します。

続きまして、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のP1が申請内容で、P2に位置図、P3に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○●番委員

現地を確認してまいりました。事務局から全部説明されていますが、申請地隣が申請人宅で、問題はないかと思われます。

## ○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

## ○●番委員

特に問題はないかと思われます。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による申請2番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のP4が申請内容で、P5に位置図、P6に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

先ほどの形状変更する部分も含めて、○○○さんの方へ譲り渡される計画です。

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○●番委員

この件につきましても事務局から説明がありました通りで、右手の方が形状変更で道から1.2mほど高さがあるんですが、それを削って1枚の水田

にするという事で問題はないかと思われます。

## ○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

## ○●番委員

ここはよく通る道で、道沿いですので草が生い茂っていた場所で、今回、農地として活用することという事で、ぜひ頑張ってくださいとお伝えしました。

## ○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案1号農地法第3条の規定による申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により、許可されました。

きまして、議案第1号農地法第3条の規定による申請3番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のP7が申請内容で、P8に位置図、P9に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○●番委員

6月27日、正副会長と○○○委員、事務局と私の6人で現地確認をしてまいりました。P8の位置図で説明しますと、国道○○○線沿いの○○○から○○○の方にしばらく行き、○○○の村内を歩いて行きますと右手に公民館がありまして、その公民館を通過したところに○○○の天満宮があってその天満宮先を右側にぐっと上がって行ったところがこのP8に続いています。先ほど話がありましたように近くに○○○○○○の手前が申請地でした。少し道路からしますと高台になっていて現状から言いますと、道を作道する際に削り取ったかという感じのところでした。P9の航空写真で見ま

すと朱色が〇〇〇の建物です。航空写真で見ても分かるように非常に草が生い茂り管理が行き届いてないという状況でした。取得され果樹とか耕作をしてもらえば特に問題はないかというふうに思いました。ご審議の方よろしく願いいたします。

## ○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案1号農地法第3条の規定による申請3番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により、許可されました。

きまして、議案第1号農地法第3条の規定による申請4番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のP10が申請内容で、P11に位置図、P12に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

現地の方は斜面畑系で斜面地になっており、今回〇〇〇の〇〇〇が解散したことに伴って財産整理をされております。

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○●番委員

場所は、〇〇〇線沿いの〇〇から溜池方面へ80mほど行ったところです。現地は、草刈り管理されていまして。特に今のところは問題ないです。

## ○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案1号農地法第3条の規定による申請4番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により、許可されました。

きまして、議案第2号農地法第4条の規定による申請1番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のP13が申請内容で、P14に位置図、P15に航空写真、P16に土地利用計画図、P17、18に現地写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

先ほど、3条申請1番を申請された際に判明し、追認として申請してもらいました。

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○●番委員

P14に位置図で言いますと、MR〇〇〇から〇〇〇の方に145mほど行った所を右折して突き当たった所が申請者宅になります。事務局も言われましたとおり一部既に駐車場になって奥の方はまだ畑として利用されていました。問題はないかと思えます。

## ○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

## ○●番委員

特にありません。

## ○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

## ○●番委員

追認とありますが、前はいつぐらい申請されていたのですか。

## ○事務局

前といたしますと。

## ○●番委員

追認だから前に1度申請されていて許可が下りていたのではないですか。

## ○事務局

違います。許可なく一部駐車場として利用されていたので、今回正式に申請されるという事です。

## ○●番委員

分かりました。

## ○事務局

おそらく自宅を建てられた時に、そのタイミングでされたのではないかと感じます。現地のコンクリートの状態からして結構時間が経っていると想像します。

## ○●番委員

この場合、非農地証明とはまた違うのですか。

## ○事務局

非農地でいくケースも状況次第ですけど、今回、3条申請をされた際に無断転用が判明したものですから正式に4条申請を出していただきました。

## ○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第4条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席者全員賛成により、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のP19が申請内容で、P20に位置図、P21に航空写真、P22に土地利用計画図、P23・24・25に立面図と平面図、P26に断面図を添付しています。

～資料の読み上げ～

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○●番委員

場所は、先ほどの4条申請の手前です。P21の航空写真でいきますと、申請地の間に黄色で同時利用地がありますが現地は1枚の田んぼになっています。住宅建設時の排水については、道路側溝への放流になっていて問題ないと思われます。

## ○議長（会長）

地元委員さんで補足説明があいましたらお願いします。

## ○●番委員

先ほどの3条は個人さんで農地として利用し、今回の5条申請は会社として住宅用地にしたいと相談がありました。この土地も毎年草刈り管理だけの土地でしたので住宅地に活用していただいて問題はないと思います。

## ○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号農地法第5条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席者全員賛成により、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による申請2番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のP27が申請内容で、P28に位置図、P29に航空写真、P30に土地利用計画図、P31・32・33・34・35に立面図と平面図、P

36に断面図を添付しています。

～資料の読み上げ～

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○●番委員

6月27日、正副会長と○○○委員、事務局に私の6人で現地確認してきました。申請地はP28位置図にありまして、国道202号線沿い○○○から西へ400mほど行った右手の方になります。地目は田で、以前○○○栽培されていたという事でした。P29の航空写真で見ると、現在は○○○栽培もされておらず草がボウボウとした状態でした。そういう状態の中で周辺は住宅地で、これから先水田として活用する事は非常に難しいだろうと推測されます。申請された5条に関して地元の方も歓迎されるでしょうし、問題ないかと思われま

## ○議長（会長）

地元委員さんで補足説明があいましたらお願いします。

## ○●番委員

申請地は、以前○○○を栽培されていましたが大分前に辞められています。隣接地の方と私が同級生で自宅を訪問した際に進入口に沿って植えられている木々の枝が大きくなり困っているとよく言われていました。ですので、宅地化されるというのは非常に近隣の方にとっては良かったのではないかと思います。

## ○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

この前の案件もだけど平屋・2階建て決まっているんですか。

## ○事務局

事業計画の条件付建売分譲と言うのが、土地の造成と建物を建てるのが同じ人でなければなりません。基本的にはこの計画通りにやってくださいということです。排水先等が変更されると計画自体がおかしくなりますので、そこは変えてはいけません。

## ○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号農地法第5条の規定による申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第4号農業経営危機基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画案について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書のP37が申請内容で、P38に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律既定の要件を満たしていると考えます。

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

質問のある方は挙手を持って質問してください。

質問ありませんか。

議案第4号申請1番について農用地利用集積計画（案）について原案通り意見なしと回答することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により申請1番は原案通り、意見なしと回答いたします。

以上で、本日の議事事項について全て終了いたしました。その他ございませんか。（なしの声）

無いようですね。

これにて、令和7年第7回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、8月1日（金）の予定です。